

関島社会保険労務士事務所便り**2026 年
11・12 月**

関島社会保険労務士事務所
 （ひがし東京中小企業者組合）
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP: <http://www.srseki.info>



（シクラメン）

最低賃金 東京 1,280 円**週 40 時間制月給の最低賃金 222,477 円に**

2026 年度の最低賃金改定額が全都道府県で決まりました。物価上昇が続いており、引上げ率は過去最高であった 25 年度 6%に次いで 2 番目となる 5%となっています。

◆最低賃金は、月給者にも適用される

最低賃金制は、パート等、時給社員だけでなく、月給社員にも時給換算し、適用になります。

10 月からの東京の最低賃金は 1,280 円ですから、週 40 時間労働制の月給制の最低賃金は 222,477 円になります（下表）。

中小企業では、この額を下回っているところが少なくありません。すみやかな改善が必要になっています。

◆通勤手当等は、最低賃金から除かれる

また、最低賃金は、労働に直接関係する賃金を対象としているため、通勤手当、精皆勤手当、住宅手当、家族手当はじめ、時間外手当等割増賃金、見舞金、賞与等 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金は、除かれますので、注意が必要です。

なお、違反した場合、罰金 50 万円が課せられる罰則つき規定になっています。

2026年度10月よりの 最低賃金

	2026年 (時給額)	(前年)	引上額	週40時間制の 月額最低賃金※
東 京	1,280 円	(1,226円)	+ 54円	222,477 円
神奈川	1,279 円	(1,225円)	+ 54円	222,303 円
埼 玉	1,196 円	(1,141円)	+ 55円	207,877 円
千 葉	1,195 円	(1,140円)	+ 55円	207,703 円

※ 算出式 = (365日/7日 × 40時間/12月) × 最低賃金 (時給)

社会保険・被扶養者要件 130 万円について

健康保険の被扶養者と認められる年収 130 万円の規定が変更になったと聞きます。年末や年度末の繁忙時期には残業があり、130 万円を超えるのですが、扶養が取り消されることはありませんか？

◆130 万円の壁による就業調整

健康保険の被扶養者と認められるには、原則として年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者のときは 180 万円未満）であれば、要件を満たす被扶養者となり、保険料を負担することなく健康保険の医療給付が受けられます。また、対象者が 60 歳未満の配偶者の場合は厚生年金保険の第 3 号被保険者と認定され、その期間の基礎年金が受けられます。

これまで、この基準を超えると被扶養者や第 3 号被保険者から外されるため、年末や繁忙期などによって一時的に収入が増えることをさける「就業調整」が問題となっていました。

◆令和 8 年 4 月からの取り扱い

そこで、現在は、被扶養者の認定において、雇用契約の内容から年間収入の見込み額が 130 万円未満であることを前提に、時間外労働や休日労働に伴う一時的収入増があった場合でも、直ちに被扶養者から外れることなく、雇用契約書や事業主の証明により、被扶養者と認定する取り扱いが令和 8 年 4 月 1 日から明確化されています。

◆一時的収入であることの「事業主証明」

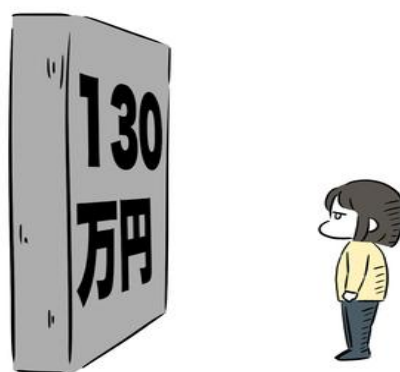
扶養の認定については、雇用契約を結ぶときの労働条件通知書や、雇用契約書から

賃金、諸手当、賞与等を含めた年間収入の見込み額が 130 万円未満であることが必要です。この見込み額には、あらかじめ見込むことが難しい残業手当などの臨時的な収入は含まれません。

協会けんぽ・健康保険組合・共済組合などの保険者に対して、一時的な収入変動を証明するには、「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」（厚労省の HP からダウンロード可能）を使用することができます。

この一時的な事情であることの取り扱いは、原則として連続 2 回までとされています。

また、シフト制等で雇用契約内容により年間収入が判定できない場合は、従来どおり給与明細書、課税・非課税証明書等により判定することになっています。



所定出勤日数の定めがない シフト制の年休付与日数

当社は、パート従業員については毎月本人に希望を聞いてシフトを組んでおり、雇用契約書に「週〇日勤務」といった所定の出勤日数を定めていません。そのため、勤務日数が人によっても月によっても異なり、**休みたい日は出勤を希望してきませんので年次有給休暇は付与していません**。問題がありますか？

◆シフト制でも年休付与義務が発生する

所定労働日数を定めていないことを理由に年次有給休暇を付与しないことは認められません。算出し難い場合は、雇入れた日から6か月経過した日の実績日数を2倍した日数が48日以上ありましたら、パート労働者に適用される表（下表下段）に基づき付与しなければなりません。入社後6か月経過した日からさらに1年経過日の付与日数はその期間に出勤した日数を基準に付与することになります（厚生労働省令和8年6月19日改正通知）。

本人の希望で決めているからといって、少なくとも事業所で年次有給休暇を付与しない状況がありますが、従業員の労基署への相談をきっかけに明るみになることがあります。

◆労働基準法の規定

労働基準法39条1項は、雇入れの日から6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇を付与しなければならないと規定しており、シフト制かどうかは関係ありません。契約期間が6か月未満であっても、契約期間が更新され、入社後6か月経過したときは継続勤務要件を満たします。

また、1週間の所定労働日数が4日以下（1年間では216日以下）で、かつ週の所定労働時間が30時間未満の労働者については、所定労働日数に応じた付与になります（下表）。週30時間以上あれば勤務日数にかかわらず通常の日数の付与となります（上表）。

通常の労働者（週所定労働日数が5日以上かつ週所定労働時間が30時間以上）の付与日数

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

パート労働者（週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の付与日数）

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

●相次ぐ情報漏洩を受け緊急注意喚起

個人情報保護委員会は 10 月 7 日、企業への不正アクセスによる大規模な情報漏洩が相次いでいることを受け、企業に対し緊急の注意喚起を発表した。事業者が個人情報を安全管理するための対応策として、個人データを含む通信内容の暗号化や不要になった個人データを速やかに削除するなどを求めている。

●2025 年度の健保組合保険料率平均 9.34%

健康保険組合連合会は 9 月 29 日、25 年度の決算見込みの集計を発表した。それによると保険料率は前年度から 0.03%上がり、平均 9.34%で過去最高となる見通し。経常収支は 2 年連続の黒字で合計 2,417 億円。一方、全体の 37.2%を赤字の組合が占める。主な収入である保険料は全体で 4.6%増えて 9 兆 5682 億円となり、3 分の 2 に当たる 2,803 億円分は賃上げの効果だった。

●単身世帯 初の4割超 国勢調査

総務省は 9 月 29 日、2025 年の国勢調査の基本集計を公表。単身世帯の割合が 41.4%と初めて 4 割を超えた。1 世帯当たりの人員は 2.10 人と最少になった。単身世帯は 253 万 982 世帯増の 2368 万 9024 世帯に達し、うち 34.4%を 65 歳以上の高齢者が占める。結婚しない人も増えており、配偶者がいる割合は 53.3%と 1.9 ポイント下落し、1920 年の国勢調査開始以降で最低となった。

●65 歳以上の就業者数が 943 万人で過去最多

総務省は 9 月 20 日、「敬老の日」にちなんで統計からみた高齢者のすがたを公表した。人口推計（9 月 15 日時点）による 65 歳以上

の高齢者は 3,624 万人（前年比 2 万人増）で、総人口に占める割合は 29.6%と、過去最高を更新した。労働力調査による 65 歳以上の就業者数は 2025 年時点で 943 万人と、22 年連続の増加で過去最多となった。就業率は 65～69 歳が 54.5%、70～74 歳が 36.2%、75 歳以上は 12.6%でいずれも過去最高となった。

●25 年度の監督指導結果を公表

厚生労働省は 9 月 15 日、長時間労働が疑われる事業場に対する 2025 年度の労働基準監督署の監督指導結果を公表した。29,150 の対象事業場のうち、過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導したのは 12,811 事業場。月 80 時間超の残業に対する指導は 6,717 事業場。月 45 時間以上 80 時間以内の残業があり月 45 時間以内とするよう求めたのは、5,990 事業場だった。

●「国保逃れ」が 1 万 1,610 人

厚生労働省が 9 月 14 日に公表した調査結果で、一部政党の地方議員や個人事業主などが形式的に法人の役員となり、国民健康保険料などの支払いを免れる「国保逃れ」について、全国 45 事業所で関与が疑われる事案があったことがわかった。被用者保険の被保険者資格を喪失した人は 8 月時点で 1 万 1,610 人。「国保逃れ」問題では、厚労省が 3 月に日本年金機構に調査を指示していた。また同日、新たな国保逃れの手法である勤務時間が極端に短い従業員として雇う事案についても被用者保険の適用を認めないとする通達を発出した。

